

○宮崎大学農学部専門科目の受講及び成績評価に関する細則

令和2年12月15日
制 定

改正 令和3年5月18日 令和6年1月30日

(趣旨)

第1条 この細則は、宮崎大学農学部規程第5条に基づき、宮崎大学農学部における学部共通科目・専門基盤科目・専門科目（以下「専門科目」という。）の受講及び成績評価に関し、必要な事項を定める。

(単位修得及び履修の認定)

第2条 授業科目の単位修得及び履修の認定は、試験、レポート等に基づき授業担当教員が行うものとする。

(受講科目登録)

第3条 農学部所定の専門科目を受講するときには、受講科目を所定の手続きにより別に定める期日までに登録しなければならない。

- 2 科目登録は、原則として半期25単位を上限とする。ただし、卒業論文、卒業研修、集中講義科目、教職及び学芸員等の資格・免許取得に関連する科目は含まない。
- 3 前項の規定にかかわらず、直近の学期のGPAが3.0を超える成績優秀者については、半期30単位を上限とすることができる。
- 4 教育上の配慮が必要な者については、教務委員会の議を経て、第2項の上限の適用を除外することができる。

(他学部の受講)

第4条 他学部の専門科目を受講ときは、所定の受講願を講義開始時までに教務・学生支援係に提出し、当該学部長の許可を得なければならない。

(成績評価を受ける資格)

第5条 各授業科目について所定時間数の75%以上出席していなければ成績評価を受ける資格を得ることができない。

- 2 各授業科目の受講に当たり、遅刻又は早退のあるときは、3回の遅刻又は早退をもって1回の欠席としてみなす。

(特別欠席の取扱)

第6条 次の理由により欠席した者は、所定の特別欠席願を教務・学生支援係に提出し、欠席する授業の担当教員に特別欠席を願い出ることができる。授業担当教員は、原則として、欠席の補填措置を行い、特別欠席を欠席数に加算しないものとする。

- (1) 忌引
父母及び配偶者にあつては7日、子にあつては5日、祖父母及び兄弟姉妹にあつては3日とする。
- (2) 天災
学部長が必要と認める日・時間
- (3) 学校保健安全法に定める感染症に該当するとき。
医師の証明に基づく治療に必要な期間。ただし、4週間以上の長期にわたる場合を除く。
- (4) 大学で主催する文化及び体育等の課外活動で、主催大学の副学長等から正式の派遣依頼があり副学長（教育・学生担当）が認めたとき、又は大学以外の団体等が主催するもので学長が認めたとき。ただし、期間及び回数について制限する場合がある。
- (5) その他やむを得ない事情があると教務委員会が認めたとき。ただし、事前に特別欠席願の提出が可能なものについては、事前提出がなされなかった場合は特別欠席を認めない。

(定期試験)

第7条 定期試験は、2学期制においては前学期と後学期、クォーター制においては第1期から第4期の終わりの時期に、その学期に開講した授業科目について公示のうえ実施する。なお可否は、試験終

了後2週間以内に Web 上で発表する。

(追試験)

第8条 成績評価を受ける資格を有し、第5条に掲げる理由により定期試験を受験できなかった者は、授業担当教員が認めた場合に、追試験を1回限り受けることができる。

2 追試験は、定期試験期間終了後3週間以内（卒業期にある学生の後学期定期試験に限っては1週間以内）に、授業担当教員が適宜実施するものとし、受験を希望する者は、追試験届を定期試験期間終了後10日以内（卒業期にある学生の後学期定期試験に限っては3日以内）に教務・学生支援係に提出しなければならない。

(再試験)

第9条 定期試験及び追試験で不合格の者は、授業担当教員に願い出て授業担当教員が認めた場合に、再試験を受けることができる。

2 再試験は、前学期は9月下旬までに、後学期は3月上旬までに公示のうえ実施する。

3 再試験の可否発表は、試験終了後1週間以内に Web 上で発表する。

4 再試験の評価は、60点を上限とし、59点以下を不合格とする。

(単位の認定及び成績評価基準)

第10条 単位の認定は、授業担当教員の評点をもって行う。

2 標準成績評価基準は、次の標語と評点により、秀、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。

秀：評点90点以上（到達目標を特に優秀な水準で達成している。）

優：評点80～89点（到達目標を優秀な水準で達成している。）

良：評点70～79点（到達目標を良好に達成している。）

可：評点60～69点（到達目標の必要最低限は達成している。）

不可：評点60点未満（到達目標の必要最低限を達成していない。）

(成績評価に対する申立て)

第11条 成績評価を受けた者で、成績評価に異議がある場合には、原則として学期末までに教務・学生支援係を通じて副学部長（教務担当）に申立てをすることができる。詳細については別に定める。

(不正行為)

第12条 成績評価に係る試験等で不正行為をした者は、宮崎大学学務規則により懲戒され、併せて別表に定める科目の成績はすべて無効とする。

(雑則)

第13条 この細則に定めるもののほか、専門科目の受講及び成績評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和2年12月15日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年5月18日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第12条関係）

不正行為を行った授業科目の開講時期		無効の対象となる授業科目の開講時期						
		クォーター				セメスター		左記を超える期間 (注1)
		第1期	第2期	第3期	第4期	前学期	後学期	
クォーター	第1期	✓	-	-	-	✓	-	-
	第2期	-	✓	-	-	✓	-	-
	第3期	-	-	✓	-	-	✓	-
	第4期	-	-	-	✓	-	✓	-
セメスター	前学期	✓	✓	-	-	✓	-	-
	後学期	-	-	✓	✓	-	✓	-
上記を超える期間（注2）		不正行為を行った授業科目の開講時期に含まれる期				不正行為を行った授業科目の開講時期に一部又は全部が含まれる学期		不正行為を行った授業科目

（注1）無効の対象とする授業科目について、単一のクォーターあるいはセメスターを超えて開講される科目の開講時期は、可能性を含めて、多岐にわたり（例えば、第2期+第3期、第4期+第1期、前学期+後学期、後学期+前学期、後学期+前学期+後学期、前学期+後学期+前学期+後学期）、統一的な扱いが困難なため、また、学生に対する影響の大きさに配慮して、不正行為を行った授業科目を除いて無効の対象としない。

（注2）単一のクォーターあるいはセメスターに開講されるが、隔年開講のために、カリキュラム表では複数のクォーターあるいはセメスターにまたがって記載される授業科目は、クォーターあるいはセメスターとみなす。